

## 特記仕様書

件 名：令和8年度 小学校遊具等定期点検業務委託

履行場所：那覇市内小学校

履行期間：契約締結日の翌日から180日間

業務概要：遊具定期点検業務

(総 則)

- 第1条 本業務は、遊具等の規準点検・劣化点検を行い、不具合を早期に発見し、事故等を予防し、遊具等を健全な状態に維持することを目的とする。
- 第2条 本特記仕様書に記載されていない事項は、一般社団法人日本公園施設業協会「遊具等の定期点検業務標準仕様書（令和8年度版）」による。
- 第3条 本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、管理技術者及び担当技術者届、契約締結後14日以内に業務計画書及び工程表を提出しなければならない。
- 第4条 管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士でなければならない。
- 第5条 担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士、または公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士、公園施設点検技士でなければならない。

(業務打合せ及び協議について)

- 第6条 1) 業務打合せ及び協議は、着手前、成果品納入時に行うものとする。  
2) 管理技術者は着手前、成果品納入時には立会をするものとする。  
3) 業務打合せ及び協議について、その結果を打ち合わせ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

(関係機関との協議及び調整)

- 第7条 1) 関係機関との調整、及び協議を十分に行うこと。  
2) 関係機関等の協議や調整の準備、資料作成、及び議事録作成を行うこと。
- 第8条 現場調査の際は、トラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため学校施設内に入っている場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入り、立木及び工作物等に損害を与えた場合は乙が責任をもって処理すること。
- 第9条 本業務実施の際、事前調査を十分行い、地下埋設物や敷設された構造物に損害を与えないように注意して行うこと。もし損害を与えた場合は、乙の負担において処理すること。

第10条 業務の実施にあたっては、関連諸法令、規則等を遵守し、国土交通省発行の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改定第2版)」を準用すること。

(秘密保持)

第11条 本業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の了解なしにコピー等又は他人に公表、貸与してはならない。

(貸与資料)

第12条 令和7年度小学校遊具等定期点検業務委託の成果品を貸与資料とする。

(関連法令等の遵守について)

第13条 本業務に着手する際、関連する手続きをおこなうこと。

(業務内容)

- 第14条
- 1) 点検調査表を作成し定期点検箇所を確認し、現況調査を行う。
  - 2) 外観の目視による確認及び検査器具を用いての、摩耗、劣化の測定を行う。
  - 3) 定期点検は、国土交通省 都市・地域整備局公園緑地課発行の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改定第2版)」及び一般社団法人日本公園施設業協会発行の「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」に準ずるものとする。
  - 4) 本業務で定期点検を行う遊具等は、別紙小学校遊具等施設一覧表のとおりとする。
  - 5) 調査内容
    - ①遊具の使用時の安全調査及び確認
    - ②機材を使用した打診による点検
    - ③プラスチック材の劣化状況の確認
    - ④金属の腐食度及び錆等による劣化調査
    - ⑤遊具の沈下、傾斜、砂場の縁石等の安全確認
    - ⑥安全領域の確認
    - ⑦地中下にある腐食の恐れのある主要な支柱、基礎の確認
    - ⑧遊具使用時の危険行為の調査
    - ⑨危険な遊具については、使用禁止処置として使用禁止柵(木杭、トラロープ)及び、使用禁止についての掲示の設置をする前段階として、簡易的なテープ等による使用禁止の表示。
    - ⑩その他安全対策として必要と思われる調査及び確認

(成果品、報告書)

第15条 成果品として、下記の内容を報告書として取りまとめ、報告書を2部提出するものとする。

- 1) 遊具等の危険度判定(劣化診断、規準診断、総合判定)
- 2) 遊具等の設置状況報告の作成
- 3) 遊具等の点検報告書(個々)
- 4) 遊具等の点検調査状況写真(設置状況写真、点検状況写真)

(成果品、作成資料)

- 第16条 1) 点検後、修繕や対策が必要となる遊具等（機能に関する総合判定がC及びD)においては、修繕内容（箇所や作業内容等）や費用等を取りまとめ、成果品として提出するものとする。
- 2) 既存資料を参考に、小学校毎点検結果を取りまとめた総括表や点検表を作成すること。総括表や点検表に変更等が生じる場合は、発注者と協議を行うものとする。
- 3) 遊具使用の注意喚起の整理（遊び方、禁止行為等）
- 4) 遊具名称の統一（指針、規準等を参考）
- 第17条 定期点検の成果品や作成資料については、紙ベースの他、データでも整理提出するものとする。

(暴力団の不当介入)

- 第18条 1) 請負者は、当該工事の施工に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。  
違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- 2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3) 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- 5) 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を契約検査課へ提出しなければならない。
- 6) 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位請負者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 7) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 8) 受注者はその旨、全ての当該委託業務関連者に周知しなければならない。

第 19 条 点検時に SP シール及び点検済みシールが剥がれている遊具がある場合は再貼付すること。

第20条 点検結果においては、次年度の実施計画の要求にかかる基礎資料として使用することを予定している。業務完了前に発注者から指示があれば、その時点における点検結果を整理し提出するものとする。

第21条 本業務に際して、疑義が生じた場合は甲、乙協議のうえ甲が決定するものとする。